

地鶏みその認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、鹿児島県内で製造された「地鶏みそ」に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
地鶏みそ	地鶏とみそを主原料とし、必要に応じて、野菜、調味料等を加え加熱し、練り合わせたもの。 ※地鶏・・・「地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省令第844号）」第3条の規格に適合するもの。

第3 品質及び品質表示

品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	原 材	地鶏肉 鹿児島県内で生産された地鶏であること。
	料	みそ 鹿児島県内で生産されたみそであること。ただし、原材料として、遺伝子組換えではない大豆を使用していること。
	性 状	地鶏肉、みそ以外の原材料 必要に応じて、野菜類、油脂、調味料（食塩、糖類その他調味料として使用するもの）等とする。
	異 物	食品添加物 調味料（アミノ酸等）以外のものを使用していないこと。
	内 容 量	1 鶏みそ固有の良好な香味及び色沢を有していること。 2 異味異臭がないこと。
	表 示 事 項	混入していないこと。
	表 示	表示重量に適合していること。
表 示	表示事項 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。	
表 示	個別事項の表示の方法 1 名称 「みそ加工品」と表示すること。	
表 示	特別表示事項及びその表示方法 1 鹿児島県内産地鶏肉を使用していることが分かる表示をすること。 2 特別表示事項は、一括表示とは別に表示すること。 ※ 一括表示中の原料原産地表示において、鹿児島県内産地鶏を使用していることが明記されている場合は、この限りではない。	

第4 品質管理

- 1 食品衛生法に基づいて、適切な製造管理がなされていること。
- 2 製造管理責任者が設置されていること。